

① 国立文化財機構 文化財活用センターの取組

○ 技術を活かした文化財の新たな展示

関東大震災で一部焼失した国宝「花下遊楽図屏風」を最新技術で復元（キヤノン株式会社との共同プロジェクト）。高精細複製品を展示し、**プロジェクションマッピングと音響による幻想的な空間を創出**。



◀ 展示風景



明治時代に撮影された
写真を元に復元複製▶

② 国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンターの取組

○ 企業等と連携した共同事業

NTTドコモとの共同実証事業として、XR※コンテンツ展示イベント「XRで楽しむ未来の展示」を実施。展示室の本物の剥製を見ながら、表示される動物の情報や、頭骨などの3Dモデルを見て操作することにより、**これまでにない視点から観察するなど、新しい博物館展示を体感できる**。

※VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、MR(複合現実)といった先端技術の総称



コンテンツイメージ
(イメージ提供：NTTドコモ)

「博物館法の一部を改正する法律」について

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・
相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

● 設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一
層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携
（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文
化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範
囲を拡大し、まち
づくり・国際交流、
観光・産業、福
祉等との連携を
範疇に

2018年
文科省設置法
の一部改正
・博物館行政を
文化庁が一括
して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐ
ミュージアム」とし
て、博物館を文
化観光、まちづ
くり、社会包摂
など社会的・地
域的課題と向き
合うための場と
して位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化
観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件
を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、
会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合す
るかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況
の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する
科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も
含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博
物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5
年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館のネットワーク機能強化について（令和4年新規事業「博物館機能強化推進事業」）

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

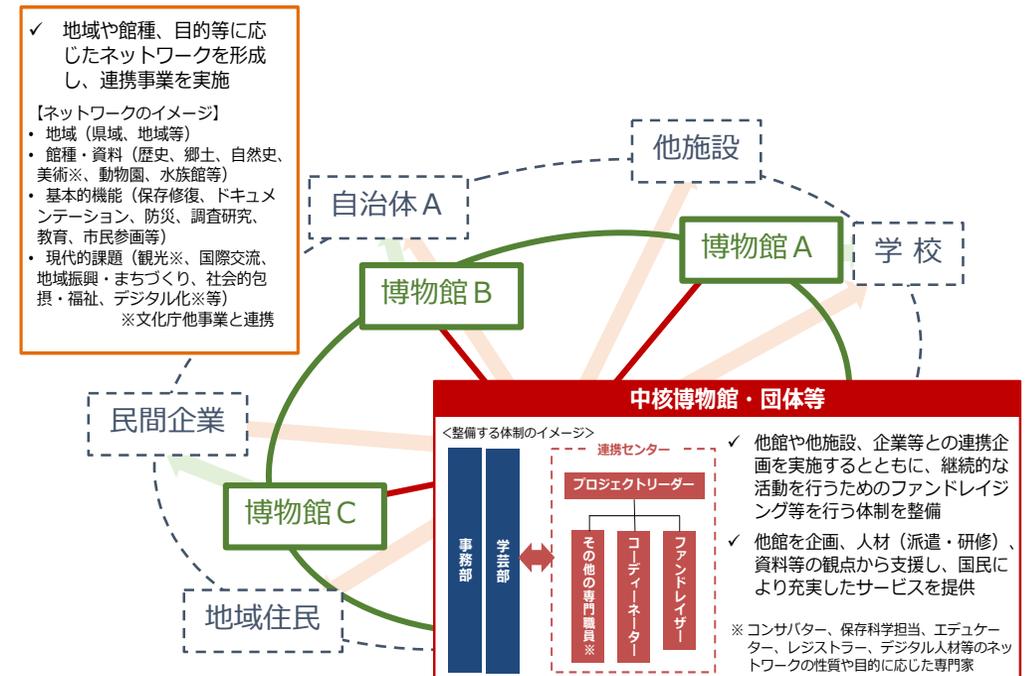
（1）Innovate Museum事業

- ①地域課題対応支援事業
- ②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業

（2）博物館の経営改善・機能強化の促進事業

- ①新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進
- ②新制度の実行のための体制整備

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)



文化審議会文化経済部会アート振興WG報告（抄）

- グローバル化やアジア圏域の経済成長に伴う目覚ましいアート界の拡充に対応し、これまでとは異なる振興策が必要。自国の文化芸術に対するプライドを醸成し、アジア各地との協働という新しい世界との関係性の構築が急務。
- 文化庁アートプラットフォーム事業（2018年度～）を継承する組織として、独立行政法人国立美術館「アート・コミュニケーションセンター(仮称)」が設置されることになり、これまで我が国に欠けていた「アート振興の主体」が実現する見通し。同センターの美術館振興機能の充実が望まれる。
- 今後は、同法人が対象領域をメディア芸術(映画,マンガ、アニメーション,ゲーム等)、デザイン、建築、ファッションといった現代の文化芸術領域全般に拡大し、我が国文化の魅力（ソフトパワー）の最大化、持続的な振興システムの形成へ。
- 「経済的価値」「社会的価値」の向上に向け、国内にアート振興を担う人材を育て、良質な作品が支持され、国内に蓄積され、資産化されていくという好循環を創り出す事が必要。そのために、日常的に良質の作品に触れられる美術館コレクションの充実と作品の価値を“言葉”で伝える批評の充実、アート・アーカイブの整備、鑑賞教育の充実が必要。

簡素で一元的な権利処理方策の実現

令和3年7月に文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」文化審議会に諮問。著作権分科会の中間まとめを踏まえ、法制的課題について引き続き議論を行うとともに、必要な環境整備について検討。令和5年通常国会への関連法案の提出を目指す。

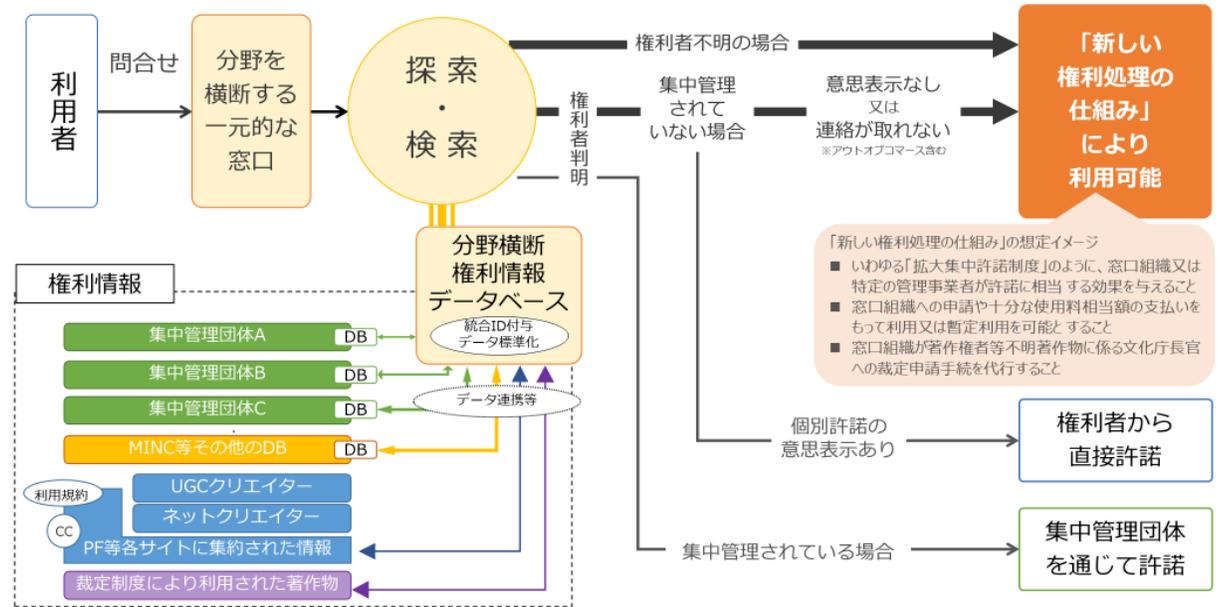
○ 著作権者などの探索を行うため、著作物等の種類や分野を横断する**一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース**等を構築

○ 著作権者不明の場合、意思表示等がされておらず連絡がとれない場合などの著作物等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**

意義・効果

- ・ 著作権者等の探索に係るコストが最小化
- ・ 著作権者不明等の場合に加え、意思表示がされていない場合の権利処理も容易になる
- ・ 著作物等を利用する際に相談できる窓口の存在により、適法な利用と著作権の普及・啓発を促進

分野を横断する一元的窓組織を活用した権利処理・データベースイメージ



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。